

## 第5章 目標値の設定、計画の評価等

### (1)目標値の設定

概ね 20 年から 30 年後の将来都市像などを示した枚方市都市計画マスタープランと整合を図るため、本計画の目標を同時点におけるものとして設定しています。

目標値については、この目標を定量化する指標とし、目標年次を「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口ビジョンと同時期の令和 22(2040)年とします。

#### 1)居住に関する目標値

本計画の評価にあたり、目標値の達成状況などを合わせて評価、分析するため、居住に関する目標値としては、居住誘導区域内の人口密度が挙げられます。

「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口ビジョンでは、自然減・社会減の傾向に歯止めをかけるための効果的な施策を実施していくことを前提に、令和 22(2040)年において 358,970 人から 363,685 人に推移することとしています。

本計画では、居住に関する目標値については、市街地を拡散せずに、居住誘導区域内へ居住を誘導していく観点から、この人口ビジョンを参考にして、居住誘導区域内における誘導施策を講じることで区域内への転入などが図られる想定のもと、令和 22(2040)年時点における居住誘導区域内における人口密度の目標値を下記のとおり設定します。

また、目標年次の令和 8(2026)年時点においても、同様の観点から居住に関する中間目標値を約 96 人/ha として設定します。

#### 目標値①

『約 88 人/ha』

年次	総人口	左記の内、居住誘導区域内 人口密度(人口)
平成 22(2010)年度 現況値	約 40.8 万人	約 100 人/ha (約 36.1 万人)
令和 8(2026)年度 将来予測値	約 38.9 万人	約 95 人/ha (約 34.0 万人)
令和 8(2026)年度 中間目標値	約 39.2 万人	約 96 人/ha (約 34.4 万人)
令和 22(2040)年度 将来予測値	約 34.3 万人	約 84 人/ha (約 30.0 万人)
令和 22(2040)年度 目標値	約 35.9 万人	約 88 人/ha (約 31.6 万人)

### 目標人口密度の算出

注)居住誘導区域の面積 約 3,595ha(生産緑地地区や災害のおそれのある区域を除かずに面積を算出しています。)。居住誘導区域外の面積 約 2,917ha

## 2)都市機能に関する目標値

都市機能誘導などを図ることで、令和 22(2040)年時点において、各都市機能誘導区域内において都市機能増進施設が現状以上に立地し、居住者に対し、各種サービスの提供が持続的に供与されることをめざすため、定量的な目標値については、都市機能の立地率が挙げられます。

本計画では、都市機能に関する目標値については、現状の施設の立地をめざすこととして、「生活サービスの都市機能を増進する施設」、「都市の魅力や活力を高める都市機能を増進する施設」、「行政サービス施設」を合わせて算出した立地率(既存の都市機能があるものの総数<sup>注)</sup>60/誘導施設を定めた総数 67)を基準として設定します。

また、目標年次の令和 8(2026)年時点における中間目標値は、先述と同様の観点から約 90%として設定します。

### 目標値②

『立地率 約90%』

注)都市機能誘導区域内に都市機能が立地していても、新たな施設立地を促進するなどにより都市機能の増進を図る誘導施設を定めた区域については、含まないこととして算出しています。

### 3)公共交通に関する目標値

アクセシビリティ評価でみてきたように、最寄りの公共交通に対するアクセシビリティ(公共交通の利用しやすさ)については、20分<sup>注)</sup>以内の区域に居住する人口(約34万2千人)の総人口に対する比率(P指標)は約84%となっています。

本計画では、公共交通に関する目標値については、今後、令和22(2040)年時点において、居住誘導とともに、公共交通機能の確保などが図られることにより、現状の良好なアクセシビリティが保たれ続けていくこととして、目標値を約84%として設定します。

また、目標年次の令和8(2026)年時点における中間目標値は、先述と同様の観点から約84%として設定します。

#### 目標値③

##### 『最寄りの公共交通(鉄道駅、バス停)のアクセシビリティ 約84%』

注)アクセシビリティ20分の算出においては、徒歩等(移動速度は分速50m)による移動時間と公共交通(鉄道及びバス)の待ち時間の期待値により算出しています。

### 4)防災に関する目標値

本計画では、防災指針に基づく具体的な取り組みを推進することにより、安全でコンパクトなまちづくりの形成を図ることとしています。特に、地域の特性や災害リスクに応じた取り組みが重要であるため、地区防災計画の策定の推進を目標とし、目標年次の令和8(2026)年時点において、防災に関する目標値を地区防災計画の策定率100%(小学校区単位)として設定します。

#### 目標値④

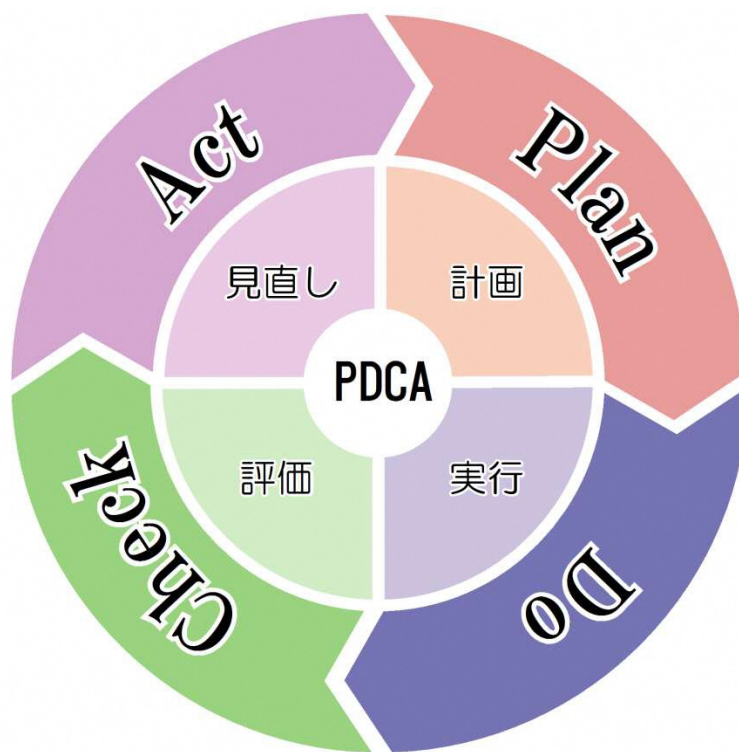
##### 『地区防災計画の策定率 100%』

## (2)計画の評価等

本計画は、PDCA サイクルの考え方により、計画作成からおおむね10年後の目標年次である令和8(2026)年度においては、本計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、進捗状況や妥当性などの再検証するとともに、人口動向などの調査を行い目標値の達成状況を確認します。

その評価結果などを踏まえ、必要事項などを適切に新たな計画へ反映するために、計画の見直しを行います。

また、計画作成から5年後の令和3(2021)年度においては、中間評価を実施し、その評価結果などを踏まえ、必要事項などを適切に計画へ反映するために、必要に応じて計画の見直しを行います。



PDCA サイクルのイメージ図